

図27 他職種へのベッドサイド進出に対する意識

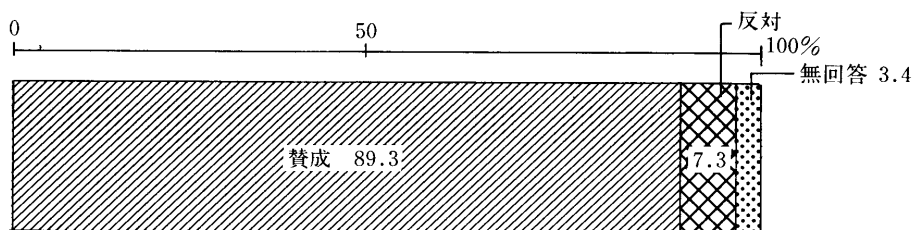


表9 他職種へのベッドサイド進出に対する意識 (賛否の理由・複数回答)

賛成理由	
患者は細かな対応や詳しい説明をうけることができる	85.9%
患者の気持や様子を他職種に直接知ってもらえる	58.7
指導の必要な患者全てに対応できる	43.0
看護職にとって刺激になる	28.3
看護職にとって業務負担の軽減につながる	21.1
その他	4.2
反対理由	
患者の状態が他職種に充分把握されないまま個別に対応がなされると混乱が生じる	79.1%
ベッドサイドでの患者とのかかわりはあくまで看護職の仕事であり、その領域は守りたい	33.5
その他	8.2

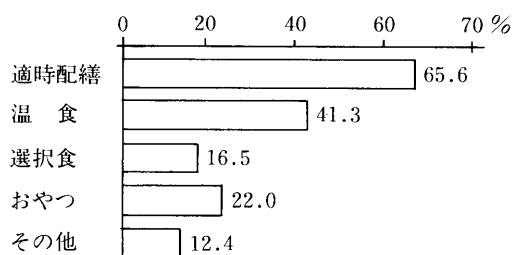
これらが実現できない」等の記載があった。賛否いずれの立場に立つにしても、看護部門と他職種との密接な連携が、患者サービス向上の鍵であるという認識は共有されているとみてよいだろう。

VIII 給 食

1 給食サービスの改善の動向

過去4年間に患者給食について何らかのサービス向上・改善を行った病院は81.5%にのぼった。その内容は、「適時配膳」が最も多く、何らかの改善を行った病院の65.6%が実施していた〈図28〉。給食の何らかの改善は、設置主体、病院の種類、許可病床数にかかわらず、多くの病院で、行われ

図28 給食改善実施率〔複数回答〕 (なんらかの改善に取り組んだ病院のみ)



ていた〈統計表130～132〉。

2 適時夕食実施による管理上の変化

夕食を遅くした病院でどのような変化，変更があったかを選択肢を設けて聞いたところ，「看護要員の勤務時間の変更」を行った病院が60.0%と最も多く，次に「看護業務の整理」(43.3%)が続いた〈図29〉。患者サービス向上の一環としての適時夕食の実施が，病院看護婦の勤務体制，業務内容にも大きく影響を与えている。また，「看護要員の勤務時間の変更」「看護業務の整理」「業者・派遣労働者の導入」は大規模病院ほど高い率で実施しており，「栄養部門など他部門の配膳協力」は小規模病院でよく行われる傾向があった〈統計表134〉。

3 配膳時間

朝食の配膳時間は，時間帯としては「7：30～7：55」が47.2%を占めたが，「8：00」の病院も34.7%を占めた〈表10〉。

昼食の配膳時間は「12：00」に集中し，60.2%を占めた〈表11〉。

表10 朝食の配膳時間

時 間 帯	病 院 数 (%)
6：30～6：55	13 (0.5)
7：00～7：25	357 (13.4)
7：30～7：55	1261 (47.2)
8：00～8：25	962 (36.0)
(再掲) 8：00	927 (34.7)
8：30～9：00	38 (1.4)
無回答・不明	40 (1.5)
計	2671 (100.0)

図29 適時夕食実施による管理上の変化〔複数回答〕
(適時夕食に取り組んだ病院のみ)

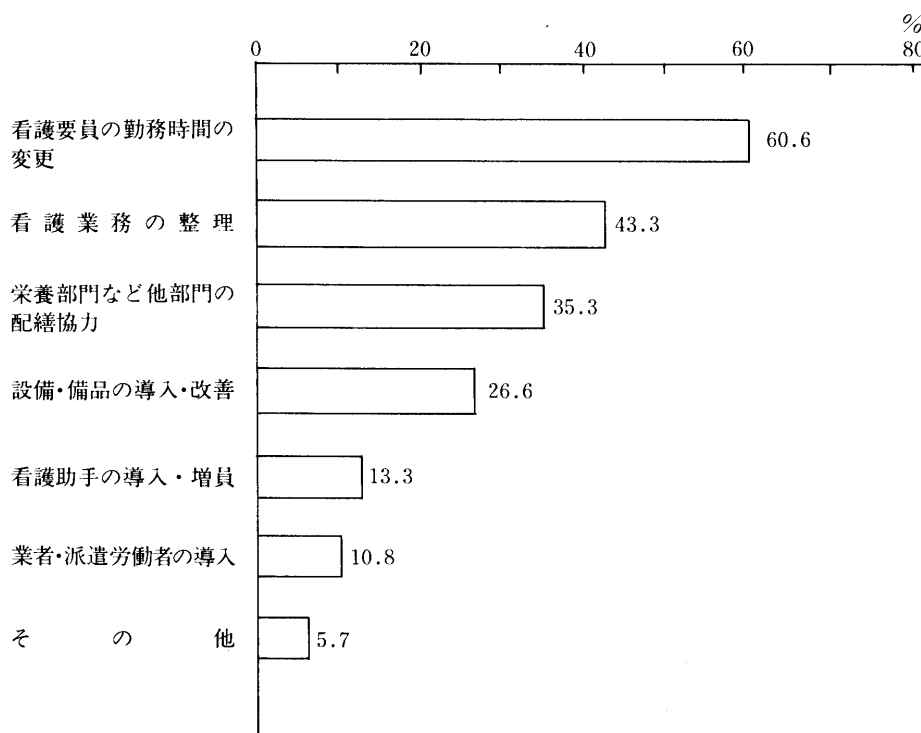


表11 昼食の配膳時間

時 間 帯	病 院 数 (%)
11:00~11:25	63 (2.4)
11:30~11:55	885 (33.1)
12:00~12:25	1636 (61.3)
(再掲) 12:00	1607 (60.2)
12:30~13:00	49 (1.8)
無回答・不明	38 (1.4)
計	2671(100.0)

夕食の配膳時間帯は、「5:00~5:25」の病院が30.4%で最も多く、「6:00~6:30」の病院は21.2%であった〈表12〉。6時台の夕食配膳

表12 夕食の配膳時間

時 間 帯	病 院 数 (%)
~ 4:25	88 (3.3)
4:30~4:55	621 (23.2)
5:00~5:25	811 (30.4)
5:30~5:55	550 (20.6)
6:00~6:30	565 (21.2)
無回答・不明	36 (1.3)
計	2671(100.0)

を実施している病院の割合を設置体別にみると、「学校法人」は51.6%、「国（文部省）」は41.8%の実施率で高かった〈統計表136〉。

IX 労働条件

この項では、経年比較するために、以前本会が実施していた「病院における看護職員の労働実態調査」「会員実態調査」を引用している。これらの調査は会員個人を対象にした調査でその7割が非管理職であるが、今回の「病院看護基礎調査」は施設を対象とし管理職である看護部長が回答者である。経年比較するにあたっては今回の調査結果を看護職員1人当りの数値（加重平均）に換算してあるが、調査方法の違いによる影響の可能性も含めないことに留意されたい。

また、一般労働者と比較するにあたっては民間全産業を対象とする「昭和62年賃金労働時間制度等総合調査結果速報」（労働省）、「毎月勤労統計調査月報（昭和62年9月分）」（労働省）を参照した。

1 労働時間

「ILO看護職員条約勧告」では、週40時間労働、週休48時間が示され、日本看護協会も週40時間勤務、週休2日制を要望し続けてきた。昭和62年9月には、労働基準法が改正され、法定労働時間は週40時間を目標に段階的に短縮するために、当面週46時間を最低基準（改定前は48時間）とすること、年次有給休暇の付与日数を最低10日（改定前は6日、規模300人以下の事業所については猶予措置あり）とし、継続勤務年数1年ごとに1日加算していく（従来通り）ことなど規定した法が成立し、昭和63年4月より実施されている。国家公務員は、昭和63年4月より、4週6休制の導入に伴い週42時間制（改定前は44時間）に移行した。これにより、民間の病院においても週休2日制の導入に弾みがつき、労働時間の短縮が促進されることが期待される。

本調査は、昭和62年10月時点であり、労働基準法改正前の実態が把握されている。